

一企業等を支援する措置については、今後とも積極的に活用する。

5. 株式配当に関する二重課税の是正

わが国の税法では株式配当について、若干の調整をしているものの法人段階では法人税を、個人段階では所得税を課税している。企業の資金調達の多様化、とくに最近は株主重視の経営が求められている事情などに配慮し、諸外国の事例なども参考に、この二重課税の排除措置をとる。

6. 連結納税制度の導入等

経済の国際化の進展、事業持株会社の全面的な解禁、時価会計と連結決算の導入などに対応し連結納税制度の導入をはかる。ただし商法や企業会計原則との関連、軽減税率が適用されている中小企業への配慮、租税回避の防止措置などについて十分な検討を行うこととする。

他方、ここ数年来、国内と国外とを問わず電子商取引が普及している事実に関連し、税制および税務執行の面で国際的にも調和のとれた公平かつ簡素な課税の実現をはかる。

第二 個人所得課税について

個人所得課税についても、公平・中立・簡素な税制づくりの見地から課税ベースを拡大して広く多くの国民が税を負担する税制の構築を目指し、以下のような見直しを積極的に推し進める。

1. 課税最低限と税率構造の是正

わが国の個人所得課税は、主要国の個人所得課税と対比して、課税最低限が高く税収に占める負担割合も少ない。他方で、短期的な景気対策としての趣旨で行った定率減税が恒久化されている。このため受益と負担の関係からも歪みがあると指摘されており、課税最低限を下げるとともに税率構造の一層の比例化をはかり、定率減税を制度減税に改める必要がある。